

北良治・前奈井江町長の功績を想う

神原 勝

春の叙勲で、前奈井江町長の北良治さんが、地方自治功労者として旭日章に浴された。北さんは一九八六年から三二年間町長を務め、昨年一二月に任期満了で退任していた。私が

北さんと出会ったのは北大に赴任した一九八八年で、以来北さんの町政はずっと私の地方自治研究にとつての宝庫だった。その宝探しにどれほど奈井江町に足を運んだことか。地方自治の研究者にとつて、着実に先駆的な業績を重ね続ける北町政は実に心強かった。

とくに印象に残るのは二〇〇三年秋の住民投票である。投票箱のフタが閉まってまもなく投票率が七割をこえたとの報告に安堵する北さんの笑顔が忘れられない。合併のゆくえを決めるための住民投票で、全世帯アンケート調査と結果の公表、引き続き周到な情報公開と全町にわたる町民討議をふまえておこない、後に政治学者から「討議デモクラシー」の希少な実践例として高く評価された。

このときは一八歳以上の青年を有権者にくわえ、さらに小学五年生以上の「子ども投票」も実施した。町は二〇〇二年に、子どもに生きたる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利を保障する「子どもの権利条例」を制定していた。これは全国二例目、道内初の条例で、子ども投票はこの条例の精神を体現し

たものだった。子どもたちに熱い眼差しを注ぎ対話にいそむ北さんは子どもたちの人気者だった。

住民投票で自立の道を選択した町は、二〇〇五年に自治基本条例を制定。議会をふくめた本格的な自治基本条例としては道内初である。総合計画をはじめ、「おもいやりの障がい者福祉条例」など、さまざまな重要政策には必ず自治基本条例の理念にもとづくものと明記している。北さんの「生ける自治基本条例」への気配りは並大抵でなく、これを町政運営の求心力にしてきた。

保健・医療・福祉の一体的推進は、一九九四年の「健康と福祉のまち宣言」以来の、北さんの揺るがぬまちづくり方針だった。なかでも「病診連携」「医福連携」「病病連携」という三つの連携システムの構築は、今日の地域医療にとつてモデル的な意義を有している。将来を予測した確かな構想と実現に向けたたゆまぬ努力が生んだ成果だ。

この医療圏構想をふくめて、北さんは一貫して自治体間協力を重視した。合併がどうあれ町村が単独で生きることの難しさを熟知して、近隣自治体との連携を積極的に推進したのである。一九九六年からケアサービス・システムや介護認定審査会による認定方法の開

発に取り組み、成果の多くが二〇〇〇年発足の国の介護保険制度に反映した。この過程で一九九八年には、近隣市町と全国初の「空知中部広域連合」を設立した。

この広域連合は、二次医療圏に属する六市町で構成し、介護保険のほか国民健康保険、老人保健、障がい者支援の事業などを多角的にすすめた。二〇一二年には、近隣四市町の住民が、市町の各種スポーツ施設、公園、公民館、図書館など総計三六施設を同じ条件で利用できる協力的体制も築いている。私は、これら一連の自治体間協力をみながら、これからの基礎自治は各自治体の個別自治と自治体間協力による連合自治からなるとの確信を深めた。

連携は国際交流にも及んだ。一九九五年にはじまる福祉国家フィンランドのハウスヤルピ町との交流が現在も続いている。住民・職員・議員をまじえた中身の濃い交流は、福祉のまちづくりに大きな刺激と確信を与えた。あるときハウスヤルピ町議会の議場で、両国の地方自治をめぐるシンポジウムを開いた。同行した私も講演し、同国の自治体関係者、内務省職員らと楽しく意見を交換した。これも北さんの着想だった。

北さんが牽引した町政からは、市町村のみならず、道や国も多くを学んだ。そうした実績が高く評価されて、道知事候補に目されたことがあったが、「市町村自治」にかける信念と情熱は揺がなかった。本誌にもたびたびご登場いただいた。叙勲にふれて、あらためて敬意と感謝の念を表したい。

へかんばら まさる 北海道大学名誉教授、当研究所顧問